

三重県ダイバーシティ社会推進本部の設置について

県民一人ひとりが自分とは違うことを価値と認め合い、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが希望をもって挑戦、活躍できる「ダイバーシティ社会」の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内横断的な組織として、知事を本部長、副知事及び危機管理統括監を副本部長、全部局長等を構成員とする「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を別紙設置要綱案のとおり設置したい。

1 所掌事務

- ・ダイバーシティ社会の実現に向けた方針等の検討に関すること。
- ・ダイバーシティ社会の実現に向けた施策の連携強化に関すること。
- ・その他ダイバーシティ社会推進に関すること。

2 体制

① 三重県ダイバーシティ社会推進本部

本部長	知事
副本部長	副副知事、危機管理統括監
本部員	各部局長等

- ② 推進本部には各部局主管課課長等で構成する幹事を置く。
- ③ 主要な関係課との議論の場の設置を検討する。

3 年間スケジュール (予定)

- 4月 本部立ち上げ ※本政策会議にて設置
- 5月 第1回本部会議
 - ・推進の進め方
- 8月 第2回本部会議
 - ・推進方針(仮称)の方向性
- 11月 第3回本部会議
 - ・推進方針(仮称) (案)
- 12月 推進方針(仮称)の策定・公表

三重県ダイバーシティ社会推進本部設置要綱 (案)

(設置)

第1条 県民一人ひとりが自分とは違うことを価値と認め合い、性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが希望をもって挑戦、活躍できる「ダイバーシティ社会」の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県ダイバーシティ社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ダイバーシティ社会の実現に向けた方針等の検討に関すること。
- (2) ダイバーシティ社会の実現に向けた施策の連携強化に関すること。
- (3) その他ダイバーシティ社会推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、環境生活部を担任する副知事がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができると認める。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長、幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。
 - (1) 推進本部会議に提案する事項

- (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- (3) その他ダイバーシティ社会推進に関する事項
- 6 幹事会には、必要に応じて部会を置くことができる。
- 7 幹事会は、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、環境生活部ダイバーシティ社会推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部子ども・家庭局長
	環境生活部長
	環境生活部廃棄物対策局長
	地域連携部長
	地域連携部スポーツ推進局長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光局長
	県土整備部長
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
	警察本部長
	東京事務所長
	関西事務所長

別表 2

幹事長	環境生活部次長 (人権・社会参画・生活安全担当)
	防災対策部防災対策総務課長
	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部企画課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	総務部財政課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	出納局副局長兼出納総務課長
	企業庁企業総務課長
	病院事業庁県立病院課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	警察本部警務部警務課企画室長
幹事	

ダイバーシティ社会推進の取組について

1. 現状

- ・企業においては、女性をはじめ多様な人材の活躍により、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める、経営戦略としてのダイバーシティ経営が目ざされている。
- ・一方で、性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる、ダイバーシティの考え方は、企業のみならず、個人や社会においても極めて重要な考え方である。
- ・県としては、ダイバーシティ社会の推進にあたり、女性、高齢者、障がい者、外国人などの社会参画・活躍に関して、それぞれの分野で個別の計画や指針などを策定し、具体的な施策を講じているところである。
- ・昨年11月に発表した「伊勢志摩サミット三重県民宣言」において、「4つの決意」の1つとして「自分とは違うことを価値と認め合い、国内にとどまらず、さまざまな国のさまざまな立場の人たちとつながって、誰もが挑戦、活躍できる社会にします。」と掲げ、ダイバーシティ社会の実現を決意したところである。
- ・「第6回みえ県民意識調査」（平成29年1月～2月）の結果について、「性別や年齢、障がいの有無、国籍などにとらわれず、誰もが社会に参画できている」の項目は、「感じない」と「どちらかといえば感じない」の合計が55.5%である。

2. 取組内容

(1) ダイバーシティの考え方

- ・ダイバーシティをより取り入れることで、個人も組織、社会も次の観点（※ア～カ）から、ステップアップできるものと考える。

※ア) 多様性を認め合い、支え合う・包摂する
イ) 異なることに価値を見出すことで世界観や価値観が広がる
カ) 多様性が融合する、掛け合わされることでイノベーションが起こる

- ・ダイバーシティを「違うことを価値と認め合い、共に生きること」で、個人も組織、社会にもプラスになる」との『プラス思考』として捉える。

(2) 取組方向

- ・これまでの歴史の中で「多様性への寛容や交流」を実践してきた三重だからこそ、ダイバーシティを『プラス思考』として、ダイバーシティ社会の実現に向けて強力に取り組んでいくという気運・意識醸成（『ダイバーシティの風を三重から起こす(仮称)』）を図っていく。県民の皆さんとダイバーシティ先進県をめざす。

(3) 具体的な取組

① ダイバーシティ社会推進方針（仮称）の策定

- ・三重県におけるダイバーシティ社会実現に向けた推進の考え方を示す。
- ・例えば、県の姿勢や、事例的に主な推進項目を記載することを想定。
- ・なお、各分野における計画や方針、具体的な取組は個別計画等による。
- ・作成過程においてさまざまな意見をお聞きするプロセス重視で策定する。

② ダイバーシティ社会推進本部（仮称）の設置・運営

- ・全部局長等を構成員とする庁内横断的な組織を設置する。
- ・推進方針（仮称）を検討、策定する。
- ・分野間の連携強化、情報共有などにより、施策の一層の推進を図る。

③ ダイバーシティ社会推進度指標（仮称）の研究

- ・客観的な進展度を計るための指標を検討、研究する。

3. 年間スケジュール（予定）

- 4月 本部立ち上げ
- 5月 第1回本部会議
・推進の進め方
- 8月 第2回本部会議
・推進方針（仮称）の方向性
- 11月 第3回本部会議
・推進方針（仮称）（案）
- 12月 推進方針（仮称）の策定・公表

4. 推進体制

① ダイバーシティ社会推進本部（仮称）

本部長	知事
副本部長	両副知事、危機管理統括監
本部長	各部長等

② 推進本部には各部局主管課課長等で構成する幹事会を置く。

③ 主要な関係課との議論の場の設置を検討する。

④ 推進方針（仮称）の検討にあたっては、有識者をはじめ市町、団体、企業、県民のさまざまなご意見をお聞きするよう工夫する。